

平成二十二年 度

第三十回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成二十三年一月十八日(火)  
於 都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室D

次 第

- 一 開 会
- 二 部会長の互選
- 三 諮問事項の審議
  - ・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 四 閉 会

出席者

学識経験者

(社) 日本港湾協会副会長

元(財) 東京都公園協会西部支社長

港湾・海上公園関係者

(社) 東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

東京港湾労働組合連合会副執行委員長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

海上公園課長

監理担当課長

企画担当課長

川嶋 康宏

清水 政雄

鶴岡 元秀

犬塚 静衛

菊地 弘訓

都澤 秀征(欠席)

下保 修(代理)

神谷 俊広(代理)

山本 裕一

小宮 三夫

越智 かずさ

近田 毅彦

松本 達也

## 開 会 (午後四時二十一分)

○松本企画担当課長 それでは、ただいまから第三十回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、審議会に引き続きお疲れのところ大変恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は私、総務部企画担当の松本が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。恐縮でございますが、着席にて進行させていただきます。

まず、定足数についてご報告申し上げます。

本日は九名の委員のうち、代理出席の方も含めまして、八名の委員の方が出席されております。したがって、東京都港湾審議会条例に定めております定足数に達してございますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会につきましては、公開とさせていただきます。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、「東京都港湾審議会 港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書(写)」でございます。

資料一、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三、「負担割合一覧表」でございます。

資料四、「平成二十一年度・平成二十二年事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしてございます「東京都環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表でございます。

以上、ご確認をお願いいたします。

## 部会長の互選

○松本企画担当課長 引き続きまして、部会長の選任に移らせていただきます。

部会長につきましては、東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして、委員の皆様のご互選により選任していただくことになっております。

それでは、部会長の選任につきまして、どなたかご推薦の発言をお願いいたします。

鶴岡委員、お願いいたします。

○鶴岡委員 提案させていただきます。

港湾行政に長い間携わっておられ、また、高い見識をお持ちになられている川嶋委員、誠にお忙しいところ、今までも委員長を務めていただきましたが、今回も引き続き務めていただくよう、ご推薦したいと思います。

皆さんのご賛同を得れば、幸いです。

○松本企画担当課長 ありがとうございます。

ただいま鶴岡委員からご提案がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本企画担当課長 ありがとうございます。

異議なしとのことでございますので、川嶋委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、川嶋委員には恐れ入りますが、部会長席にお移りいただきますよう、お願いいたします。

それでは、川嶋部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○川嶋部会長 鶴岡委員から、過分のお言葉を頂戴いたしました。恐縮でございます。皆様のご推薦によりまして、部会長に就任させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 諮問事項の審議

### 港湾環境整備負担金に係る

#### 負担対象工事の指定（案）

○松本企画担当課長 本日の審議事項でございますけれども、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載がございました、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）についてでございます。

本件審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、これからの議事進行につきましては、川嶋部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○川嶋部会長 それでは早速、諮問事項の審議に入らせていただきますと思います。

「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小宮港湾経営部長 港湾経営部長の小宮です。着席して説明をさせていただきます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既に案内のことと存じますが、初めですので、制度の概要につきまして簡単に説明をさせていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入されました制度で、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものでございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度より負担をお願いしているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして、ご説明申し上げます。本日ご審議いただきます平成二十二年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は三千九百三十七万余円、また、負担対象事業者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料一、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をご覧ください。

お手数でございますが、ページをおめくりいただきまして、表になっておりますが、三枚目の「負担対象工事の指定について」の表でございます。こちらをお開きいただきたいと思っております。

表の最上段にございます、①「工事の種類」から、右端の⑧の「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等

の合計面積」まで、各項目ごとに順次ご説明申し上げます。

①から⑧のこの項目は、知事が負担対象工事を指定する場合には、条例に基づいて告示すべき事項と指定されているものがございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

縦にご覧いただきますが、一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められております、海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

次に、二番ですが、これは「港湾環境整備施設の維持の工事」で、三番は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

また、上に戻りまして、②の欄でございますが、これは「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事につきましては、城南島海浜公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

一番下の三は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

また、上に戻りまして、③の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

右のほうの④の欄は、「工事の完了した日」であります。

⑤は、それぞれの工事に要した平成二十一年度の費用でございます。

⑥の欄は、「負担区域」でございます。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。

最下段の、三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及

び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられます事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方米メートル以上の方々でございます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。

その内容につきましては、資料三に記載しておりますので、改めて後ほどご説明をさせていただきます。

⑧の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものがございます。

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、次のところでございますが、資料二「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」、これに基づいて補足させていただきます。

恐れ入りますが、資料二のページをお開き願います。

これは地図でございますが、負担金の負担区域を图示したものでございます。負担区域は、東京港港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表の上段にお示ししておりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は五千二百九十二・一ヘクタールでございます。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は一千三十三・二ヘクタールでございます。

また、中段の表には先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれ施行箇所を图示してございます。

青色で標示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設改良工事及び維持工事の対象としております。公園

の名称及び面積は、下段の表に記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でございます。

続きまして、恐れ入りますが、二ページをお開けいただきたいと存じます。

平成二十二年港湾環境整備負担金の概要でございます。

この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきまして、ご説明申し上げます。

建設改良工事につきましては、A欄の事業費八十一万余円に對しまして、記載の計算式によりまして、F欄の負担金額が二万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が九千六百四十五万余円に對しまして、負担額が一千五百四十四万余円。

水面清掃工事につきましては、事業費が二億五千八百八十六万余円に對し、負担額が二千三百九十余円となりまして、合計額は、一番下の欄でございますが、事業費は三億五千六百十三万余円に對しまして、負担額は、黒枠で囲っておりますが、三千九百三十七万余円でございます。

続きまして、下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。

また、D欄に分母面積となる、事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表示したものでございます。

恐れ入りますが、六ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、建設・改良工事の概要でございます。

内容としましては、城南島海浜公園を対象としました、太陽光発電設備及び小型の風力発電設備工事を行うための実施設計

でございます。

次に、七ページをご覧いただきたいと存じます。

維持工事の対象となっております十カ所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。

維持管理面積の増減の内容につきましては、春海橋公園、江東区側でございますが、の追加開園及びコンテナふ頭公園の移転によりまして、合計約二千六百三十二平米の増となり、管理面積の合計は三十一万二千百十平方メートルとなっております。

次に、資料三をご覧いただきたいと存じます。

こちらは、負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、それと目的や、主たる利用対象者の状況に応じまして種別化し、設定させていただいております。

次に、資料四をご覧いただきたいと存じます。

この表は、ご参考までに、平成二十一年度と平成二十二年度の対象工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十二年、中段が平成二十一年度、下段が増減を記載してございます。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。

そのうち事業者の方々にご負担いただく額としましては、昨年度と比べて約六十二万円減の三千九百三十七万余円となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○川嶋部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から諮問事項について説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思っております。

昨年は、どなたもご発言がなくて、それで答申をさせていた

いただいたんですけども、今年はいかがでございませうか。何か一  
質問、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思ひます。

○鶴岡委員 特に意見はございませう。賛成でございませう。

○川嶋部会長 ありがとうございます。

四十八年からこの法律がでましまして、負担金という形で取れ  
るといふ画期的な事項でございませうので、よろしくご理解をい  
ただいて、ご承認をいただければというふうに思ひます。

それでは、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」  
については、原案どおりとする旨、決議いたしたいと思ひませ  
うが、ご異議ございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○川嶋部会長 ありがとうございます。

異議なしとのことでございませうので、原案を適当とする旨、  
答申することといたします。

部会長の私のほうから、答申書を小宮港湾経営部長にお渡し  
をいたしますが、事務の都合で、ちよつとお待ちをいただきた  
いと思ひます。

(答申書手交)

○小宮港湾経営部長 ありがとうございます。

○川嶋部会長 以上をもちまして、諮問事項の審議を終了した  
と思ひます。

なお、東京都港湾審議会条例の第八條第四項に基づきまして、  
本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会にお  
きまして、私のほうから報告をさせていただきますので、ご了  
承いただきたいと思ひます。

ほかに何かありませんか。

それでは、閉会に当たりまして事務局からご挨拶がございま  
すので、お願いいたします。

○小宮港湾経営部長 港湾経営部長の小宮です。

本日は大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただきま  
して、ご審議を賜りました。誠にありがとうございます。

ただいま諮問案につきましては、原案を適当とする旨、答申  
を頂戴いたしました。

東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご  
理解をいただきまして、港湾環境整備負担金制度を適切に運用  
しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、  
今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございます。

○川嶋部会長 ありがとうございます。

これもちまして、閉会といたしたいと思ひます。

ご協力、大変ありがとうございます。

閉 会 (午後四時四十分)

— 了 —